

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

労働雇用政策課

○ 岡山県農業構造改革支援基金条例

農村振興課

### 【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

## 目次

担当課（室）

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第一号

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一時的な」を削り、「行う」の下に「とともに、従業者の処遇を改善する」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二号

岡山県農業構造改革支援基金条例

（設置及び目的）

第一条 国が県に交付する農地集積・集約化対策事業費補助金により、農業経営の規模の拡大、耕作の事業の用に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、岡山県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、これを処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

国の緊急雇用創出事業の拡充に鑑み、従業者の処遇を改善する事業等を実施するため、岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的を改めたものである。

◎ 岡山県農業構造改革支援基金条例について

国が県に交付する農地集積・集約化対策事業費補助金により、農業経営の規模の拡大、耕作の事業の用に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、岡山県農業構造改革支援基金を設置したものである。